



## 選挙運動用自動車運行請負契約書

法人の場合、代表者氏名は不要

発注者 **西尾 太郎** を甲とし、請負者 **株式会社××自動車** を乙として、甲乙両当事者間において、令和7年6月15日執行の西尾市長選挙における選挙運動用自動車の運行について、次のとおり請負契約を締結する。

1 乙は、甲に対して、次に掲げる自動車の運行を行い、甲はこれに対して代金を支払うものとする。

ただし、乙は、甲に係る供託物が、公職選挙法第93条の規定により西尾市に帰属することとならない場合においては、条例の定める手続により、甲の支払うべき金額のうち条例の定める金額を西尾市長に対し請求するものとする。

(1) 車 種 **プリウス**

(2) 登録番号 **三河 000 あ 00-00**

(3) 運行期間 令和**7**年**6**月**8**日から令和**7**年**6**月**14**日まで

選挙運動期間内

2 請負代金は、1日につき金 **00,000** 円（うち消費税及び地方消費税含む。）とし、総額金 **000,000** 円とする。

公費負担限度額

1日 64,500 円×7 日=451,500円

3 この契約書に定めのない事項については、甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ各自1通を所持する。

令和**7**年**6**月**1**日

(甲) 発注者 住所 **西尾市寄住町下田22番地**

氏名 **西尾 太郎**

印

(乙) 請負者 住所 **××市××町××番地**

氏名 **株式会社××自動車**

代表 **×× ××**

印

印

印

### 備考

- 自動車の運行請負期間は、立候補の届出の日から選挙期日の前日までの間において運行する期間とすること。したがって、立候補の届出前から運行していても、この契約書にはその期間を含めないこと。
- 請負者が西尾市長に対し請求する場合、請求書にはこの契約書に記された住所、氏名等を記載し、印鑑についても、この契約書に押印した印鑑を使用すること。
- 請負者が法人の場合は、法人印と代表者印の両方の印鑑を押印すること。